

意匠組織の変遷



こんにちは、ギコンくん
です。このコーナーでは、
特許庁での気になるト
ピックを紹介しています。
今回は、意匠組織の変遷
についてお届けします。



「パテッ!! 大変です!! コレじいさん!!」

何があったのじゃギコンくん。そんなに慌てて。

「意匠課と意匠審査部が見当たらないのです! 無くなってしまったのでしょうか!?!」

無くなるはずがなからう。7月の組織変更で審査業務部から審査第一部に移ったのじゃ。ほれ。

「本当だ! よかった~」

仮にも特許庁の公式マスコットを目指す者がそのようなことも知らぬとは。まだまだ勉強不足じゃのう。

「面目ありません……。しかし、今回のように意匠が他部に移ることは過去にもあったのでしょうか。」

もちろんじゃ。意匠、商標、特実の組織の構成は、過去に何度も変化しておる。

「そうだったのですね~。」

ワシのモデルである高橋は清翁が特許局の局長であった明治21年、意匠条例が公布された。その当時は、審査部が第一部から第六部に分かれており、第二部が商標、第三部が意匠、第四部から第六部が発明の審査、登録を担当しておった。しかし、明治24年、審査部門は、審査第一課から審査第五課という構成に組織変更し、審査第一課が意匠及び商標の審査を担当する部署となったのじゃ。そして、審査第二課から審査第五課は、発明の審査を担当しておった。

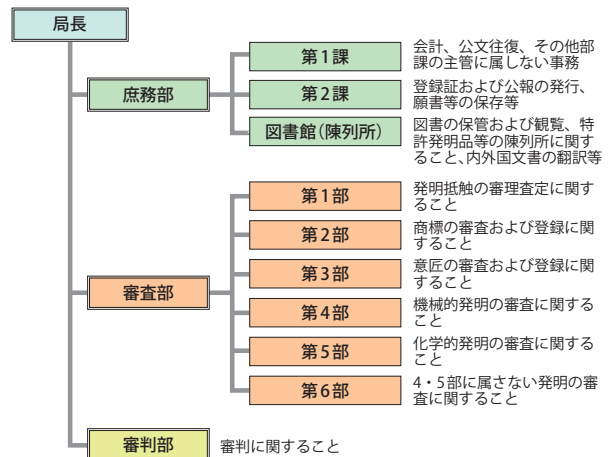
「最初は意匠、商標、発明が別々の部署だったのに、意匠と商標がくっきました!」

戦後へ飛んで、昭和24年、通商産業省発足時には外局特許庁の審査第一部の意匠商標課じゃったが翌25年には商標課と分かれて意匠課となった。そして、平成13年、意匠は、審査第一部の下から、おなじみの審査業務部の下へと変更されたのじゃ。

「いろんな部署がくっついたり離れたり……パテッ! 複雑すぎて覚えられません!」

ギコンくんには少し難しすぎたかのう……。ところで、意匠の部署は、意匠課と三つの審査室で構成されるのじゃが、三つの審査室の名称は知っておるか?

「もちろんです! 『産業機器』、『民生機器』、『生活用品』で



明治21年特許局組織図

出典：特許庁『意匠制度90年の歩み』(1979年)

すね!」

やっぱり知らぬか……。それは6月までの古い名称じゃ。7月からは、『産業意匠』、『民生意匠』、『生活意匠』へと変更されておる。

「そうだったのですか!」

組織構成は基本中の基本じゃ。しっかり頭に入れておきなさい。

「勉強になりました。おかげさまでまた一歩公式マスコットキャラに近づけました。」

公式マスコットキャラになるまであと何歩必要かのう……。しかし、その調子で諦めずに頑張り続ければ、いつか夢が叶うかもしれん。意匠制度の歴史については、平成21年3月に意匠課によって作成された『意匠制度120年の歩み』に事細かにまとめられておる。特許庁のホームページに掲載されているから、それを見て勉強するとよい。それから、特技懇ハンドブックにも特実と意匠の審査部署の変遷がまとめてある。ハンドブックにはその他にもいろいろと有用な情報が掲載されているから、一度目を通してみるがよろう。

「はい! 勉強します! ありがとうございます。」

立派な公式マスコットキャラになれるよう応援しておるぞ。

(文：特技懇編集委員会)

